

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年4月24日（水）15:52～16:31
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

| | | |
|------|-------|--|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 安藤 至大 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 |

<関係省庁>

| | |
|-------|---------------------------|
| 犬丸 淳 | 総務省自治財政局財務調査課 課長 |
| 古田 和之 | 文部科学省高等教育局大学教育・入試課 課長 |
| 片柳 成彬 | 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課 課長補佐 |
| 中田 幸志 | 文部科学省高等教育局大学教育・入試課 課長補佐 |
| 犬塚 誠也 | 金融庁 総合政策局総合政策課 総合政策企画室 室長 |

<自治体等>

| | |
|--------|--|
| 福永 真一 | 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 部長 |
| 村本 一博 | 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 部長 |
| 天野 哲史 | 東京都総務局 都立大学調整担当部長 |
| 鈴木 彰 | 大阪府政策企画部成長戦略局 国際金融都市担当課長 |
| 柏木 佑太 | 大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当課 国際金融都市グループ グループ長（課長補佐） |
| 坂本 和紀 | 大阪府・大阪市副首都推進局 公立大学法人担当課長 |
| 八塚 貴久子 | 大阪府・大阪市副首都推進局 公立大学法人担当課長代理 |
| 谷口 真也 | 大阪府・大阪市副首都推進局 公立大学法人担当係長 |
| 谷口 真也 | 大阪府副首都推進局公立大学担当課 係長 |
| 新井 美穂子 | 大阪市経済戦略局立地交流推進部 国際金融企画担当 課長 |
| 奥本 孝司 | 大阪市経済戦略局立地交流推進部 国際金融企画担当 担当課長代理 |
| 西村 政人 | 大阪府・大阪市副首都推進局 公立大学法人担当課長 |

西岡 加奈代 大阪府・大阪市副首都推進局 公立大学法人担当課長代理
上村 知加 大阪府・大阪市副首都推進局 公立大学法人担当係長

<事務局>

河村 直樹 内閣府地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武 内閣府地方創生推進事務局 審議官
正田 聡 内閣府地方創生推進事務局 参事官
坂本 弘毅 内閣府地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅 内閣府地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備・公立大学の出資範囲の拡大
- 3 閉会

○正田参事官 関係の方々、全て入室されましたので、ただいまより「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備・公立大学の出資範囲の拡大」ということで、東京都、大阪府、大阪市、文部科学省、総務省、金融庁にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、東京都、大阪府、文部科学省、総務省から御提出いただいております、公開予定です。

本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますけれども、まず東京都から2分程度、次に大阪府から2分程度、その後、文部科学省から3分程度、最後に総務省から3分程度で資料の御説明をいただきまして、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、「公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備・公立大学の出資範囲の拡大」に関します国家戦略特区ワーキンググループをこれから始めます。

本日は、関係者の皆様、御参加いただきましてありがとうございます。

早速、東京都から御説明をお願いいたします。

○天野部長 東京都担当部長、天野でございます。よろしく申し上げます。

早速ですが、資料に沿って御説明さしあげます。

まず、現状と課題についてでございますが、国立大学法人については、法改正によって民間ファンドに出資することができる状況になってございます。今回の提案の趣旨でござ

いますけれども、公立大学法人については現状、ベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等へ出資することができないこととされてございまして、こちらの提案の規制緩和を実現することで、公立大学法人がスタートアップを支援できるようにすることを目指した内容でございます。

下段の表でございます。国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲を御覧いただきますと、全部で6類型あるうち、公立大学法人は左の2類型が出資可とされている一方で、右側の4類型についてはまだ道が閉ざされている現状でございます。

私どもとしましては、国立、公立の違いにかかわらず、国内にある全ての大学が自らの研究シーズや学生の力を生かしてスタートアップのイノベーションを起こせるよう、投資が可能な枠組みをつくることを要望しているものでございます。具体的には、国立大学法人に加えまして指定国立大学法人のみが対象となる出資の範囲と同レベルまで公立大学法人も出資できるよう、制度の創設、規制の緩和を求めるものでございます。

なお、東京都立大学におきまして、現在、スタートアップ支援に関する取組の状況といたしましては、大学発ベンチャーの称号の付与ですとか、法人の施設設備の使用ですとか、そういったことに関して協力関係のある企業を都立大発ベンチャーと認定して取り組むことを行ってございます。中期計画においても、そちらの関わり方、あるいはこういった新しい制度がもし認められた場合には、そういった制度を活用したスタートアップ支援などを含めて、目標数なども設定いたしまして取り組んでいるところでございます。

また、学生向けの取組といたしましては、起業性を養うことを目的とした単位認定を可能とするスタートアップの創出育成支援を学生に対して講義なども行ってございまして、趣旨といたしましては、大学としてはスタートアップ支援に関しまして積極的に取り組んでいきたいということでございまして、そういった道を開いていただければと思っております。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、大阪府から御説明をお願いいたします。

○坂本課長 大阪府・大阪市副首都推進局公立大学法人担当課長の坂本でございます。

本日は、説明の機会を頂戴いたしましてありがとうございます。

早速御説明させていただきます。

資料のほう、画面のとおり1ページを御覧ください。

さきに御説明されました東京都と重複いたしますが、資料に記載のとおり、国立大学法人と比較いたしますと、公立大学法人が出資できる範囲には制約がございます。このため、公立大学法人が出資することができる範囲につきまして、国立大学法人と同様に拡大をしていただきたいというのが今回の我々の提案でございます。

大阪府、大阪府が所管をいたしております大阪公立大学は、大学統合によりまして、文系から理系、医学、獣医学と幅広い学問領域を有する総合大学となりました。2022年に開

学いたしまして、入学定員では国公立大学で国内3番目の規模となっております。おかげさまで昨年12月には地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に公立大学として唯一採択をされました。その取組といたしましても、今後、スタートアップ支援でありますとか技術移転、コンサルティングなどの機能を担う外部組織の設置を進めることとしております。

また、今後のスタートアップの創出支援に向けまして、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル、ファンドへの出資も検討していきたいと考えておりますが、現行法上、公立大学法人はTL0に出資することは可能ですが、コンサルティング事業でありますとかベンチャーキャピタル、ファンド等に出資することができない状況となっております。公立大学法人の出資範囲につきましても、これまでも国立大学法人の実績を踏まえ拡大されてきたところでもありますので、今後、大学が有する研究成果の更なる活用を促進するためにも、国立大学法人が可能とされている出資範囲について、公立大学法人においても認めていただきたいと考えております。

2ページ目、3ページ目も資料を付けております。こちらは参考として、国立大学法人の出資範囲が拡大されてきたことに関する国の資料を提出させていただいております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省から御説明をお願いします。

○古田課長 よろしくお願いたします。

文部科学省大学教育・入試課長をしております古田でございます。

資料2ページ目を御覧いただければと思います。

私どものほうで御用意させていただいた資料ですが、基本的な考え方として、まず独立行政法人制度においては、出資の業務に関してはそれぞれの個別法で定めた範囲で認めていこうという制度設計になってございます。したがって、先ほど東京都や大阪府から御説明をいただいたとおり、国立大学法人に関しましては国立大学法人法に根拠規定が置かれまして、公立大学法人に関しては地方独立行政法人法に根拠規定が置かれるといった形になってございます。

これまでの公立大学法人の出資の範囲の拡大に関しては、まず国立大学法人の状況も見ながら進めていくというような形で進んできたことを認識しております。ちょうど真ん中にあります国立大学法人と公立大学法人の出資範囲の違いでございますが、基本的に先ほどの自治体からの御説明と同じものになってございますけれども、私どものほうで少し加えさせていただいておりますのは、国立大学法人のところを開始になった年度を入れてございますとともに、86とあるのは全国立大学が86、そのうちの6大学で取り組んでいると、認証TL0のところを見ていただくと御理解いただけるかなと考えてございます。

唯一黄色になっております右から二つ目の大学発ベンチャーとしておりますところは、母数が10となっております。ここは指定国立のみに門戸が開かれているというようなことでございます。ここも10大学のうち1大学で取り組んでいるということで、今から2か

月ぐらい前によく1件認可されたというような状況になってございます。

私どものほうでももう少し説明させていただきたいなと思っておりますのは、今の指定国立と国立大学法人全体への範囲の拡大についての考え方でございますけれども、国立大学法人の中におきましても、まず指定国立の部分に出資範囲の拡大を認めて、その状況を見ながら指定国立以外の国立大学法人へも拡大していくという形を取ったものがございます。右から三つ目のコンサル等と書いてあるところでございますが、真ん中の表の下の部分に文章で書き下してございますけれども、コンサルティングや研修・講習を行う事業者の出資についてと例示をさせていただいております。平成29年度に指定国立法人に限定していたものを、その実施状況等を見ながら、令和4年に全ての国立大学法人へ拡大をしていったという形で対象を拡大していく、こういったことを続けてきたところでございます。

公立大学法人の出資の範囲の拡大についてどう考えるかということでございますが、現状は御説明いただいたとおりでございます。私ども文部科学省としましては、国立大学の状況を考えながら、一部、例えば今、御提案をいただいている東京都や大阪府のところだけに認めるというよりは、全公立大学法人に展開できるように検討していくほうがよろしいのではないかなと考えてございます。

ただ、唯一指定国立にのみ開かれている部分に関しては、まだ国立大学全体にも開かれていない状況でございますので、ここについてはおそらく検討が必要かなと、そのように考えてございます。

おおむね以上でございます。

3ページ以降には参考になる資料を付けさせていただいております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、総務省のほうから御説明をお願いします。

○犬丸課長 総務省財務調査課長の犬丸と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料2ページを御覧ください。

まず、地方独立行政法人法の概要でございます。資料の右のほうに囲っておりますが、地方独立行政法人の業務の一類型として公立大学法人というものが定められておまして、左下、対象業務でございますが、公立大学の設置・管理を現在84法人が行っているという状況です。

資料3ページ、4ページは本年4月1日現在の84法人の一覧でございますので、御覧いただければと思います。

5ページを御覧ください。

公立大学法人の出資対象の範囲の考え方でございます。先ほど文部科学省からも御説明がございましたが、基本的には国立大学法人に係る制度、実績等を踏まえ、さらに地方公共団体や公立大学法人のニーズをお伺いした上で、出資範囲をこれまでも順次拡大してきたところでございます。

6 ページを御覧ください。

これまで地方独立行政法人法及び公立大学法人の制度について、法改正等で対応してまいりましたが、その経緯をお示ししております。黄色でマーカーを塗っているところが公立大学法人の制度改正、ピンクのところは特に出資の規制緩和に係る改正をこれまで行ってきたということをお示ししております。右側のほうに法令上の対応ということですが、基本的には地方独立行政法人法の改正については、いわゆる地方分権一括法で改正する例が多いということが御覧いただけると思います。一番下、昨年6月に施行された公立大学法人制度の改正については、いわゆる第十三次分権一括法によって地独行法を改正したという経緯がございます。

7 ページでございます。

今回の御提案への総務省の現時点の対応の考え方でございます。下の表に出資区分①から⑥と便宜的に番号を振っておりますが、基本的にはこれまで文部科学省始め御説明いただいたものと同じ内容でございます。

一番上の四角のところですが、まず、御提案いただいたもののうち国立大学法人法第22条に関わる提案、下の表で言うと③、④、⑥に係る部分につきましては、国立大学法人においても地域限定の措置を定めたものではなく、また同様の要望が全国公立大学設置団体協議会からも別途寄せられていることも踏まえまして、特区としてではなく、全国への適用可能性について関係省庁と連携して検討したいと考えております。

1点御留意いただきたいのが③番でございますが、根拠法のところを見ていただくと、国立大学法人法に加えまして産業競争力強化法が根拠法になっておりますので、所管省庁における検討も別途必要であるということは御留意いただきたいと思っております。

また、後段ですが、国立大学法人法第34条の2に係る提案、表で言うと⑤番のいわゆる指定国立大学に認められている出資でございますが、この提案につきましては、一定の基準を満たした国立大学法人にのみ認められている措置でございますので、国立大学法人における制度の趣旨、実績等を踏まえて、関係省庁と連携して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

私のほうから、まず東京都、大阪府にお伺いしたいのですが、制度的な並びとして2類型しか認められていなくて、四つの類型にも出資ができるようにするというような御提案は、制度の並びという意味では分かるのですが、実際に東京都、大阪府のほうで、この4類型につきましてそれぞれ具体的なニーズと言いますかシーズと言いますか、公立大学法人がこの4類型全てについてそういうことをする背景は具体的にあるのでしょうか。この4類型の中でも特にニーズ、シーズが高いようなものがあるのであれば、それも併せ

て教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○天野部長 では、東京都のほうからまず先にお答えさしあげたいと思います。

東京都のほうで、都立大学のほうでは、卵が先か鶏が先かという部分もあると思うのですが、すけれども、現時点で提案させていただいている4類型でいわゆるビジネスレベルで具体的なものまで煮詰まったものがあるのかと言うと、そこまでのものはないというのが実情です。制度として枠組みがあると議論も進むということが趣旨としてはあります。

先ほど申し上げた都立大でベンチャーというものに関わっているという中では、都立大出身の教員ですとか学生のほうで、例えば都立大は微力ですが金属とかナノのところは強いのですが、そういった具体的な商品や事業について成功しているベンチャーとかもございまして、昨今のスタートアップ支援という文脈の中では、可能な限りそういう話があったときに、起業から起業後に向けた支援についてこれまで以上の支援を期待する声が存在している、そういった背景でございまして。

○中川座長 都立大学とコミュニケーションしている中で、4類型の中で特にニーズが高いものはどれだというお答えだったのでしょうか。

○天野部長 この4類型の中でどれかだけを選んで早期にとか、そういう順位付けという議論は実はしていないのが現状でして、四つを制度的に準備していただけないかなというところがございます。

○中川座長 分かりました。

では、大阪府、お願いします。

○坂本課長 大阪府、坂本のほうから御説明させていただきます。

先ほど説明の中でも申し上げましたように、昨年12月に公立大のほうで地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の採択を受けました。その中の取り組んでいきたい項目・事業といたしまして、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティングなどの機能を担う外部組織の設置というものを実は大学として取り組んでいきたいという形で申請のほうにも事業として書いているような形でございます。そういう点から、大学の意向といたしましては、こちらのコンサルティングの関係の研究成果活用事業者に関しましてはまずやっていきたいという形は受けております。

ただ、将来的にスタートアップの創出支援という観点に鑑みますと、大学発ベンチャーを支援いたしますベンチャーキャピタル、ファンドへの出資も非常に有効ではないかと大学自身も認識しておりますので、そういったものも含めて御検討いただければと考えているのが現状、四つの類型の中といたしましては具体的にお聞きしている内容という状況でございます。

○中川座長 分かりました。ありがとうございます。

文部科学省のお答えの中で、順を追って制度を拡大してきて、指定国立の様子を見て国立大学法人全体に、それを見て公立大学へというような、そういう制度の拡大の順番をとというようなお話で、四つの類型のうち三つ目の指定国立法人しか認められていないものに

つきましては、やや優先順位が劣るといようなお話があったと思いますが、東京都、大阪府のほうで、ここの部分について具体的にニーズ、シーズを把握されているのであれば、それをお伺いできればと思います。

○天野部長 東京都、天野、お答えいたします。

先ほど申し上げたように、現時点で具体的なところで御説明できるものはないですが、大学の中の機運としては、こういった指定の部分につきましても可能性があれば検討していきたいという状況でございます。

○中川座長 大阪府も同じですか。

○坂本課長 大阪府も、指定国立に関して、直接に大学発ベンチャーに出資というものに関しましては、まだ具体的に大学のほうからこのベンチャーに是非というお話までは聞いていないような状況でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

まさに今お示しいただいている資料の点で、文部科学省に御質問となりますけれども、ここの国立大学法人で認められている6類型に対して、公立大学法人についてもニーズがあるのであれば、その出資の状況を踏まえて、全公立大学法人に展開できるように検討していくというように、一番下の末尾にも書いていただいているとおり、今回の御提案については前向きに御検討されていかれるのかなと思って、心強く聞いておりました。

私の理解があれでしたら申し訳ないのですが、地方独立行政法人法において出資というものが可能になるということになると思うのですけれども、こちらは総務省の所管されている法律ということになるのでしょうか。文部科学省が公立大学法人の出資の範囲を前向きに進めていただけるというのは、総務省と御協力してというような関わり方になるのでしょうか。国として、全体として進めていただけるというのは非常にありがたいお話だなと思っておりましたが、文部科学省としての関与の方法についてお伺いしたいと思います。そして、2省に御質問ということになるかもしれませんが、全国への適用可能性について検討されるというのが、実際にどのようなスケジュール、枠組みになるのかということについて教えてください。

以上です。

○中川座長 お願いします。

○古田課長 私どものほうが総務省より先に御説明をさせていただいたので、若干誤解を招いたところもあろうかと思えます。申し訳ありませんでした。

地方独立行政法人法自身はもちろん総務省の所管なのですが、公立大学という観点で申し上げれば総務省と文部科学省で共管してございますので、今申し上げたことについてはもちろん総務省とも色々話していく中で、両省庁の担当課同士では、そういう形のほうが望ましいのではないかなという認識の下で本日御説明をさせていただいているところでご

ございます。

○犬丸課長 続きますして総務省でございます。

資料6 ページで先ほど御説明しましたが、地方独立行政法人法を改正する場合は、制定当初はもちろん単独でやっていますが、以後はいわゆる地方分権一括法で改正している例が多いと。あと、地方自治法との束ねで改正している場合もございます。

直近の例といたしまして、8 ページでございますが、令和5年の改正について例を申し上げますと、令和4年5月に分権提案が自治体のほうから出されて、その後色々検討した上で、翌年の通常国会に法案が提出されて成立したということでございます。今年度の分権提案をどのように進められるか、内閣府のほうで御検討されていると思いますけれども、分権提案が出てくるかどうかということも含めて、出てくれば、出てきたということを前提に対応していくことになろうかと思えますし、また、先ほどの中川座長からの御質問への回答の中で我々も是非知りたいと思っているのが、4 類型について一つずつ具体的にどういった案件があって、いつやろうとされているのかということに対して、我々がそれに間に合わせるができるのかということも、その時間軸もよくお伺いしながら検討していきたいと考えております。

○堀委員 ありがとうございます。

両省で御協力いただきながら、かつ、スケジュールについても早期に手当てをいただける御予定で進めていただいているということが分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 落合委員から手が挙がっていましたが、落合委員いらっしゃいますか。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

先ほど御説明いただいていた中で、いくつか全国的にニーズが出ているという御説明をいただいていた部分があったと思っております、特区の関係で検討するのか、それとも全国的に検討するのかということの関係で、そもそもどういった要望が出ているのかということを確認することも重要だと思いました。難しいもの、出資不可になっているものがございますが、その中で、4 類型全てについて要望があるという状況なのでしょうか。この点をお伺いしたいと思います。

○犬丸課長 総務省でございます。

資料としては7 ページの中で、全国公立大学設置団体協議会からも別途要望が寄せられているということをお伝えいたしましたが、その要望自体は東京都、大阪府と同様でして、国立大学法人と同様の出資ができるように制度改正を講じてほしいというようなことですので、4 類型のうちどれということを具体的に書いていただいたようなものではございません。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうすると総務省のほうでは、一応4 類型全部について見直しの必要性についてこの場合以外も含めて指摘がされている、ということよろしいのでしょうか。

○犬丸課長 4 類型について、東京都、大阪府、全国団体から御提案いただいているので、

検討したいと思っております。我々としても、それぞれについてどのぐらいのニーズ、シーズがあるのかということとはよく伺わないと、いざやろうとすると法改正になりますので、法改正に向けた色々なステップをクリアできるかということは、背景としてどれだけのものがあるかということによってくるかなというところはよく確認していきたいと思っております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

この4類型の中で、特に先にとか、特に後でなければならぬかについては、今の時点ではございますでしょうか。

○犬丸課長 総務省でございます。

文部科学省からも御説明がございましたが、4類型の中で、この資料で言うと⑤番、指定国立のところは少し特別な類型ですので、③、④、⑥と⑤を比べると、⑤のほうが、国立大学においても今、一部しか認められていないという意味で、検討するにしても検討の仕方は変わってくると思っております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

⑤について文部科学省にお伺いしたい点としては、改めてですが、⑤についてどういう考え方で範囲を設定されているかです。国立大学のほうでも制限をされているという部分があるかと思うので、そこに当たっては何か考え方が整理されていると思うのですが、公立大学の場合に、それとは別にまた考えなければならないことがあるのかどうか、という2点をお伺いしたいと思います。

○古田課長 ありがとうございます。

少し一般論的に話すことになるかと思いますが、まず大学発ベンチャーで出資をするということになりますと、母体になる大学の中に研究力のシーズの量といひましようか、色々なものが大学の中にシーズとして存在していて、それを商品化まで持っていき、製品化して市場に乗せるみたいな話まで持っていけるのかどうかということに関しては、先ほどもお話ししたとおり、2か月前に1件認可されたというような状況でございます。それがうまく軌道に乗っていくのかどうかというのを見なければいけないと思っておりますし、指定国立大学法人の中でもほかに取り組む大学が出てくるのか、こういったことを見る必要があろうかと思っております。

そういったことが広がってきて、色々な大学の中にあるシーズが商品開発のような形で世に出ていく、商品化されていくような形が軌道に乗っていくようであれば、まずは国立大学法人全体に広げるといふ形になると思っておりますし、そのタイミングがひよっとすれば公立大学法人へも広げるといふようなタイミングになるのではないかなと想定はされるところであります。

特にポイントになるのは、研究力とか商品開発をしていく力がどれほど大学の中にあるのかということになりますので、国立大学法人だからどうの、公立大学法人だからどうのということではないのですけれども、それぞれの大学が持っている力を見ていく必要があ

るのではないかなと、そのように感じております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうすると、公立大学の関係でもこのあたりでも、実際、大学発ベンチャーという意味では色々出てこられていると思います。それこそ大学と密接に絡んで、そこまで一緒に実施される会社が出てくれば全然あり得るような話とは思いますが、いずれにしてもそこを公立大のほうでもしっかり進めていただければ、国立のほうでも限定はされているけれども、しっかり事業が実施できる状況であれば、ここの部分は認めていくことは十分検討できると、こういうことでよろしいでしょうか。

○中川座長 文部科学省、お願いします。

○古田課長 私ども単独で判断することは難しいですが、総務省や関係省庁とよく連携しながら検討していくというお答えにならざるを得ないかなと思います。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

○犬丸課長 今の件に関しまして、東京都の御提案ですけれども、東京都の公立大学法人が仮に国立大学法人だったとして、今、文部科学大臣が示している指定基準を満たしているのだということを前提に御提案されているのか、あるいは文科大臣の基準は満たしていないけれども出資は認めてほしいのだという御提案なのか、そういうこともよく確認させていただかないと、その上でどういった検討になるかということかと思っております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

いずれにせよ具体化のプロセスもあるようには思いますが、今の点は東京都のほうで何か想定があるかどうかお伺いしてもよろしいでしょうか。

○天野部長 東京都でございます。

指定の基準につきましていくつかの観点や指標があるかと思っております。私どものほうで直接大学の個別の事情も確認させていただいて、また然るべき説明や御相談をさせていただければと思っております。

○落合座長代理 承知しました。

私からは以上です。どうもありがとうございます。

○中川座長 ほかに発言を求められる委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

今回、東京都、大阪府の御提案を受けて、文部科学省、それから総務省のほうで前向きに御検討いただけるというお返事をいただいたように思います。

落合委員と文部科学省のやりとりの中で、今は指定国立、その他の国立、それから公立というような確認の仕方で制度を広げてきているけれども、別にアプリアリな序列みたいなものがあるわけではなくて、文部科学省の御説明では、大学が持っている力、シーズを判断するというお話でしたので、それにつきましては基本的には大学が持っている力を見ていただいて、その中で制度を検討していただけるものと、この点につきましても積極的に私は評価したいなと思っております。

基本的に必ずしも明らかになっておりませんが、御要望がありますので、大阪府などは

かなり具体的な御提案になっていると思いますので、スケジュールにつきましては是非早急に規制緩和の制度につきまして両省で詰めていただければと思います。

基本的に全国で様子を見ながら制度を考えていくというようなスタイルで進めてきていただいておりますが、基本的に特区は全国展開するためのエビデンスをつかむための制度でもありますので、もしも全国の制度として検討するというスケジュールがあまりスムーズに進まないということであれば、特区でエビデンスを積み重ねて、それで全国展開をするというようなアプローチの仕方もあるかと思います。そういうオプションを頭に置きながら、ニーズあるいはシーズもあるわけですから、両省で是非早急にこの御提案につきまして前向きな検討を進めていただきますようお願いしたいと思います。

何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備・公立大学の出資範囲の拡大」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。